

天草市 移住・定住 促進計画

～天草で見つけた自分らしい暮らし“あまくさライフ”～

2019（平 31）年 3 月

目次

1. はじめに.....	1
(1) 計画の趣旨・目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画期間.....	2
(4) 定義.....	3
2. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状.....	4
(1) 人口に関する状況.....	4
(2) 移住・定住に関する状況.....	6
3. 計画の基本的な考え方.....	9
(1) 基本理念.....	9
(2) 目ざす姿.....	9
(3) 基本方針.....	9
(4) 目ざす成果（数値目標）.....	9
(5) 進捗管理.....	10
4. 天草市の移住・定住促進施策の課題と施策.....	11
(1) 「住まい」に関する課題.....	12
(2) 「住まい」に関する施策.....	13
(3) 「仕事」に関する課題.....	15
(4) 「仕事」に関する施策.....	16
(5) 「暮らし」に関する課題.....	22
(6) 「暮らし」に関する施策.....	22
(7) 「情報」に関する課題.....	26
(8) 「情報」に関する施策.....	27
<資料編>.....	30
(1) 移住・定住等に関するデータ.....	30
(2) 新たな取組みの検討一覧.....	32
(3) 天草市の移住・定住促進施策の経過.....	33

1. はじめに

(1) 計画の趣旨・目的

天草市の人口減少と少子高齢化は、天草市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（2016（平 28）年 3 月策定）（以下「人口ビジョン」という。）による人口動向分析で示すとおり、年間平均で約 1,100 人減少し、継続的な少子化の進行と全国的な傾向よりも早い高齢化の進行が予測されています。

このようなことから、人口ビジョンの「目指すべき将来の方向」として、都市部への人口流出に歯止めをかけ、若い世代の希望を実現し合計特殊出生率を向上させ、人口規模及び構造を安定化させ、活力ある持続可能な地域社会を維持することを掲げています。

さらに、人口ビジョンでは、2060 年の総人口について、2016（平 28）年現在の将来予測である約 33,000 人を 45,000 人とする目標を掲げ、人口移動について、年間の社会減を 2016（平 28）年現在の 2/3 へ縮減する取り組みを進めています。

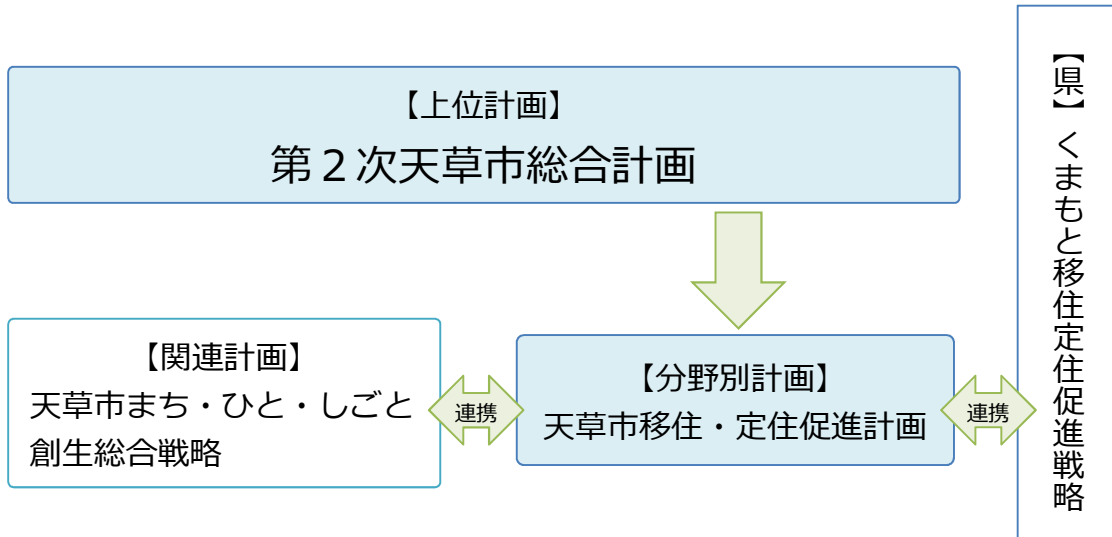
また、第 2 次天草市総合計画（後期基本計画）（2019（平 31）年 3 月策定）（以下「総合計画」という。）においては、2022 年の総人口の将来予測である約 74,000 人を 76,000 人とする目標を掲げています。

この目標を実現するため、天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016（平 28）年 3 月策定）（以下「総合戦略」という。）では、移住・定住対策は「天草への新しいひとの流れをつくる」という基本目標の重要な柱となっており、これまでの取り組みにより、既に 2016（平 28）年に掲げた移住・定住の目標値 75 人を超える移住者数となっています。

この流れをさらに強固なものとし、活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、人口減少をこれまで以上に、緩やかにすることが求められており、さらなる移住・定住人口の拡大に向けた本市の施策の方向性や本市の関係部署それぞれが役割を認識し、一体となった移住・定住促進施策の取組みを明確にするため、天草市移住・定住促進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合性を図りながら、本市の移住・定住促進施策の基礎となるものです。



(3) 計画期間

本計画は、総合計画との整合性を図り、計画期間を 2019（平 31）年度～2022 年度の 4 年間とします。

	2018 (平 30)	2019 (平 31)	2020	2021	2022
計画策定		第一期計画			
					計画見直し

(4) 定義

本計画では、「市外在住者が定住を目的として、生活拠点を移動させること」を移住・定住とし、下図の人口減少対策のうち、主に転入者（特に市外からの移住）を増やすための移住・定住促進施策について触れることとします。

また、転出者の抑制や出生者の増加、長寿の支援を図るための施策については、天草市の魅力を増大させ、転入者を拡大するための施策と大きく関連していることから、総合戦略に基づく各施策を中心に、これらと連携して推進することとします。

①社会増の推進
＝転入者を増やす

②社会減の抑止
＝転出者を減らす

③自然増の推進
＝出生者を増やす

④自然減の抑止
＝長寿を支える

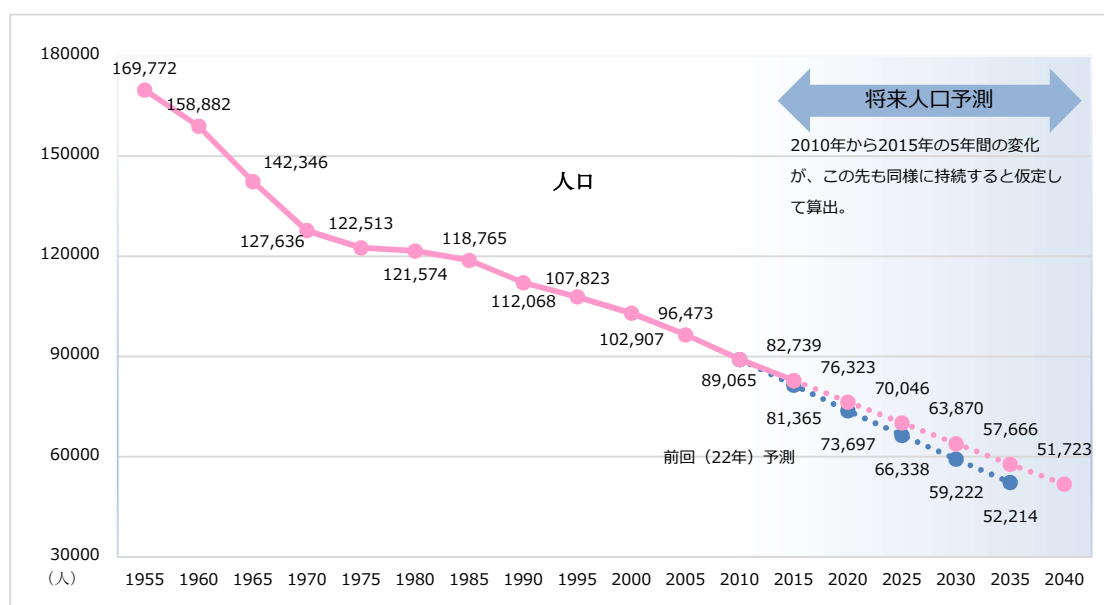
2. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状

(1) 人口に関する状況

①人口推移 (出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

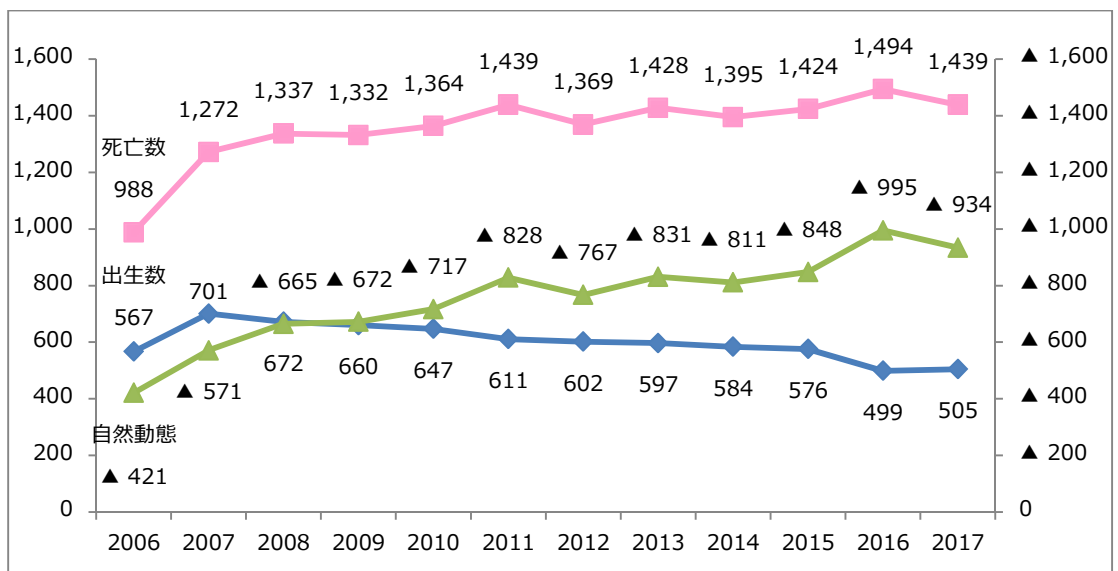
国勢調査の結果による本市の人口は、1955（昭 30）年の 169,772 人をピークに、2015（平 27）年は 82,739 人に半減しましたが、2010（平 22）年の国勢調査結果による 2015（平 27）年の人口予測の 81,365 人より人口減少が 1,374 人緩やかになっています。

また、国勢調査の結果に基づくコーホート変換率による 2035 年の人口予測では、2010（平 22）年の調査結果予測が 52,214 人、2015（平 27）年の調査結果予測が 57,666 人となる推計となっています。



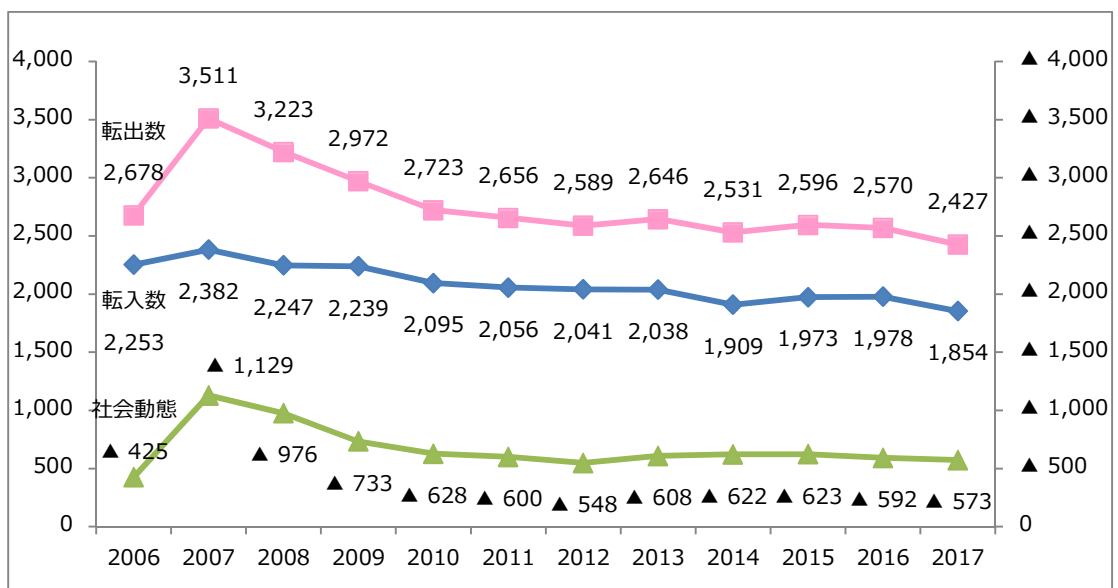
②自然動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が誕生した 2006(平 18)年の自然動態（出生数－死亡数）では、412 人の自然減となっています。その後、年間の増減数に変動はあるものの自然減の数値は増加傾向にあり、2016（平 28）年では、995 人と合併後の自然減において最大値となっています。2017（平 29）年では、934 人と自然減の数値は減少傾向に転じているものの高い数値となっています。



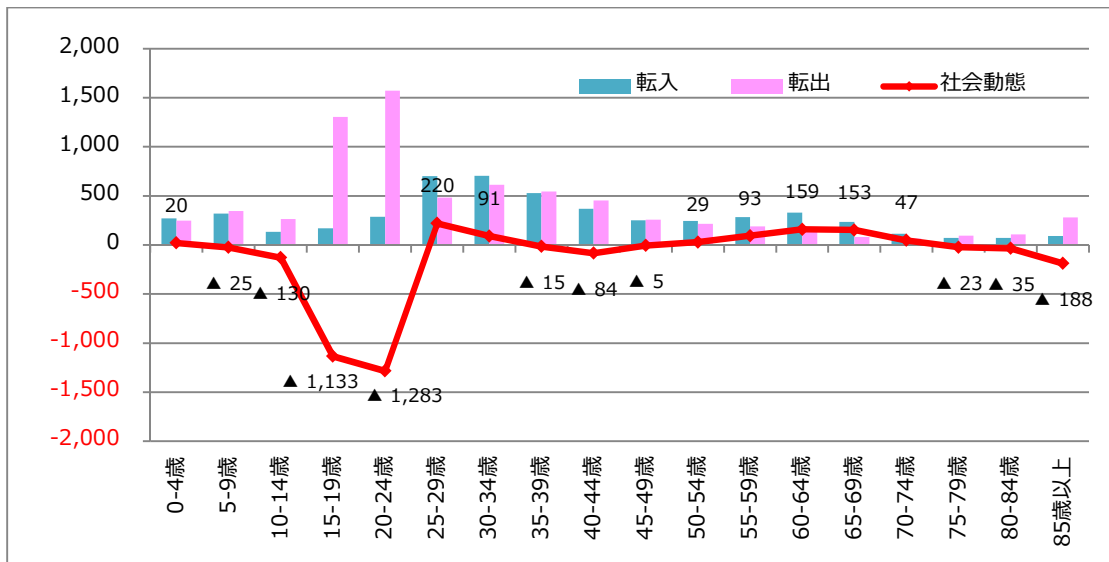
③社会動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が誕生した2006(平18)年の社会動態(転入数－転出数)では、425人の社会減となっています。その後、2007(平19)年には、1,129人と社会減において最大値となっていますが、年間の増減数に変動はあるものの社会減の数値は減少傾向にあります。



④年代別の社会動態 (出典：国勢調査(2010年対2015年))

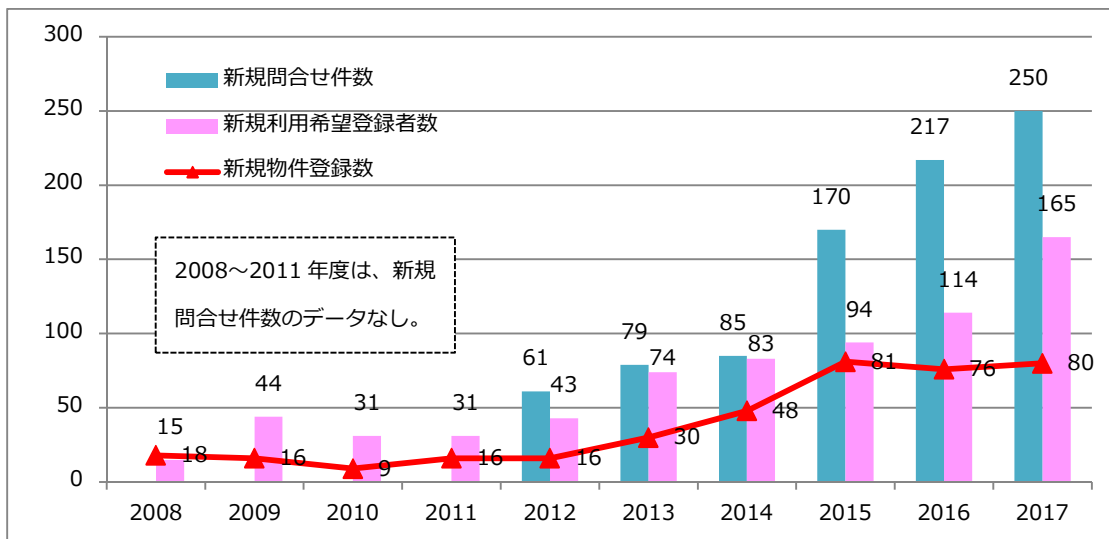
2015(平27)年の国勢調査の結果による、年代別の社会動態(転入数－転出数)では、15～19歳と20～24歳がそれぞれ1,000人を超える大幅な転出超過となっています。一方で、35～49歳と75歳以上を除き、小幅な転入超過となっており、5年間で全体として2,109人の転出超過となっています。



(2) 移住・定住に関する状況

①天草市の新規問合せ件数・利用希望登録者数・物件登録数の推移

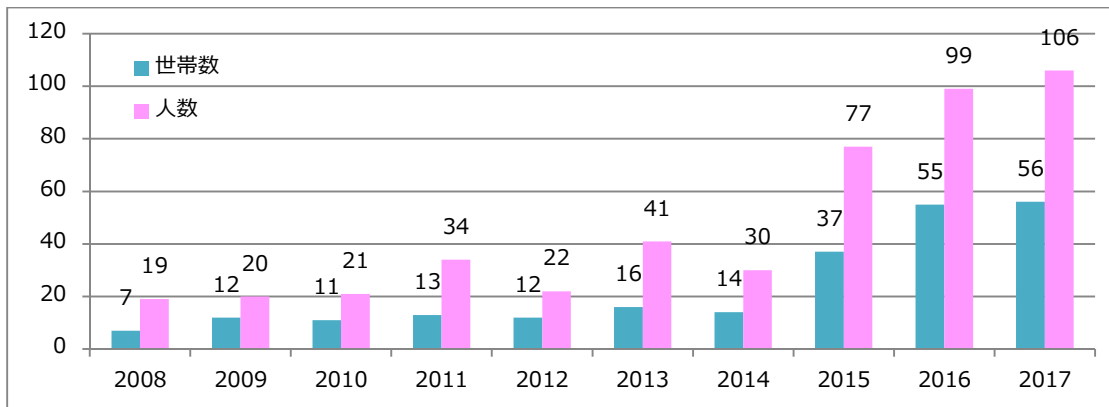
移住・定住に関する新規問合せ件数と空き家等情報バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用希望登録者数は、空き家バンクへの物件登録数が増加¹した2015（平27）年度から増加傾向にあります。



②天草市の移住者数・世帯数の推移

移住・定住促進施策を通じた市への移住者数・世帯数は、移住・定住に関する新規問合せ件数等が増加した2015（平27）年度から増加傾向にあり、2017（平29）年度には初めて移住者数100人を超えました。

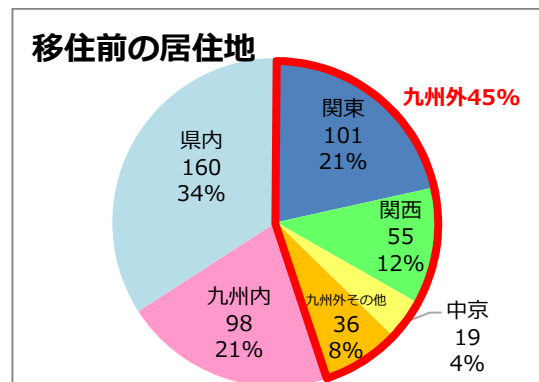
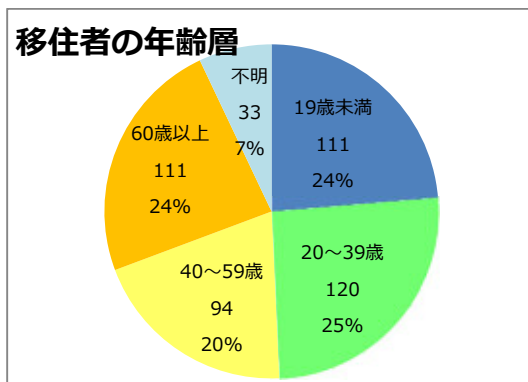
¹ 2014（平26）年度から固定資産税の納税通知書に空き家等情報バンクに関するチラシを同封して約4万通を発送。



③天草市の移住者の年齢層と移住前の居住地 (2008 (平 20) ~2017 (平 29) 年度、n=469 人)

移住・定住促進施策を通じた市への移住者の年齢層は、20~39歳が25%と最も多いですが、他の年代も20~24%と同程度となっています。

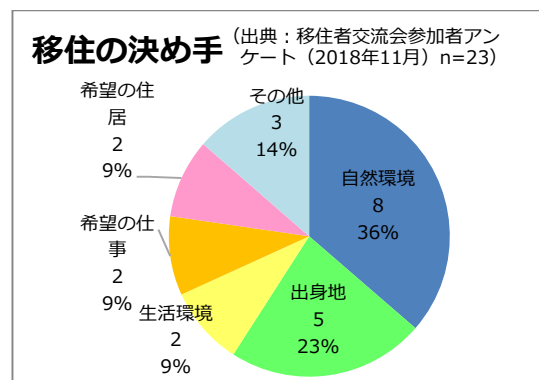
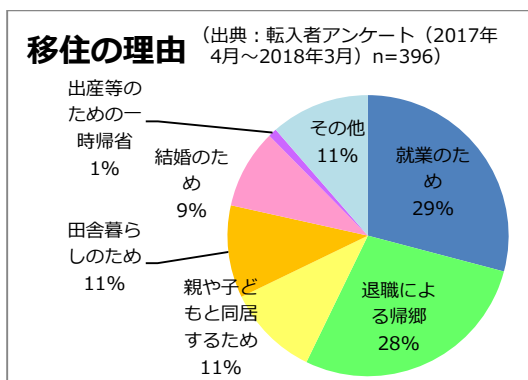
移住前の居住地については、九州外が約半数を占め、特に関東からは21%となっています。県内からの移住者も34%を占めています。



④移住の理由・決め手 (出典：転入者アンケート、移住者交流会参加者アンケート)

本市への転入者へ実施したアンケートでは、移住の理由として「就業のため」と「退職による帰郷」がそれぞれ約3割を占めています。

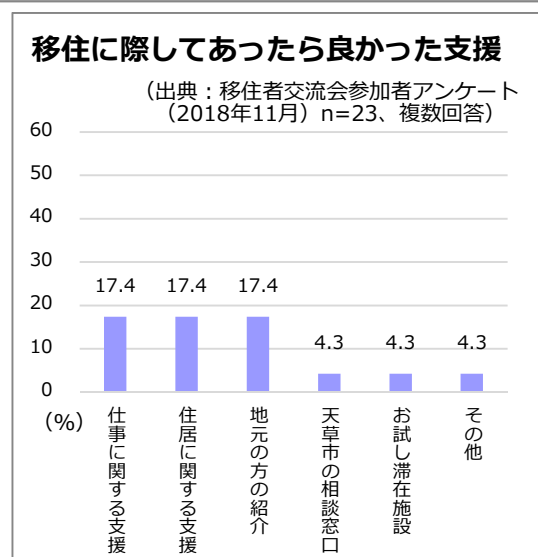
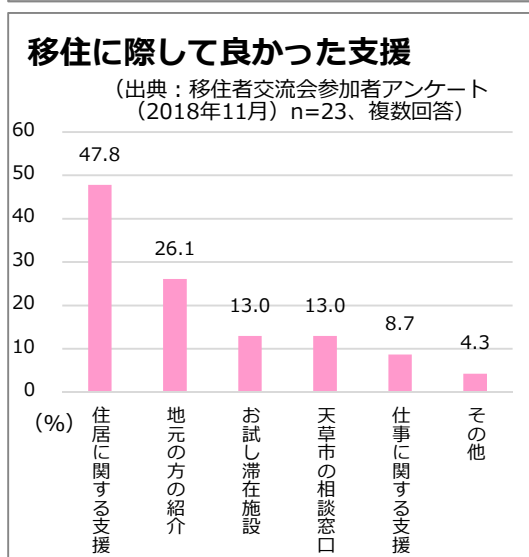
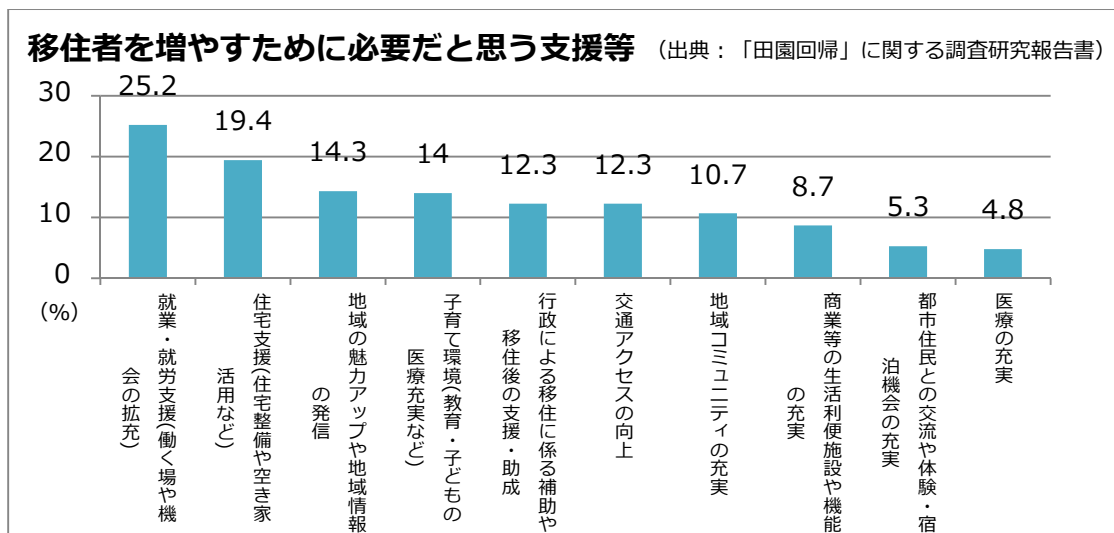
また、移住者交流会の参加者を対象に実施したアンケートでは、移住の決め手として、「自然環境」が36%を占め、続いて「出身地」が23%となっています。



⑤移住者を増やすために必要だと思う支援等 (出典:「田園回帰」に関する調査研究報告書、移住者交流会参加者アンケート)

「田園回帰」に関する調査研究報告書(2018(平30)年3月、総務省)²によると、都市部から農山漁村地域への移住者が自身の体験を踏まえ、都市部から農山漁村地域への移住者を増やすために必要だと思う支援や有効だと思う取組みは、「就業・就労支援」が最も多く、「住宅支援」、「地域の魅力アップや地域情報の発信」、「子育て環境」が続いています。

また、移住者交流会の参加者を対象に実施したアンケートでは、移住に際して良かった支援として、「住居に関する支援」が約半数を占め、続いて「地元の方の紹介」が3割近くとなっています。移住に際してあったら良かった支援としては、「仕事に関する支援」、「住居に関する支援」、「地元の方の紹介」がそれぞれ2割近くとなっています。



² 「田園回帰」に関する調査研究報告書…本報告書 P.159 を基に移住者が考える移住者を増やすために必要だと思う支援等のうち上位 10 項目を抜粋。

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

天草で見つけた自分らしい暮らし“あまくさライフ”

(2) 目ざす姿

総合計画の「政策がめざす姿」を踏まえ、本計画の目ざす姿を次のとおりとします。

- 天草に魅力を感じ、移住し定住する都市住民が増えています。
- 都市住民との交流により地域活性化が図られています。
- 空き家等情報バンクの登録推進により、空き家が有効活用されています。

(3) 基本方針

本計画を効果的に推進するために、基本方針を次のとおりとし、「住まい」、「仕事」、「暮らし」、「情報」の4本の柱で支援に取り組めます。

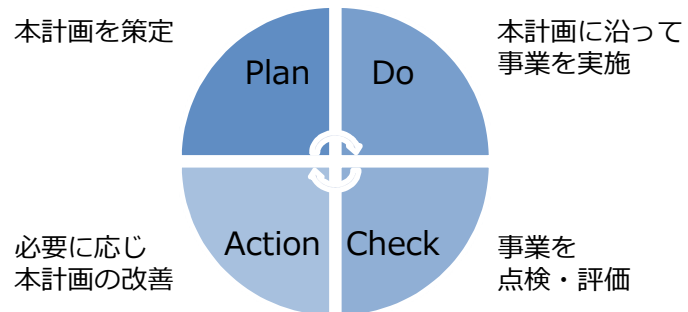
- 移住者の受入体制の強化。
- 都市住民との交流による地域活性化。
- 空き家等の利活用の推進。

(4) 目ざす成果（数値目標）

成果指標名	単位	現状値	目標値
		2014（平26）～ 2017（平29）	2019（平31）～ 2022
移住・定住に関する新規 問い合わせ件数	件	722	1,200
移住・定住促進施策を通 じた移住者数	人	312	400

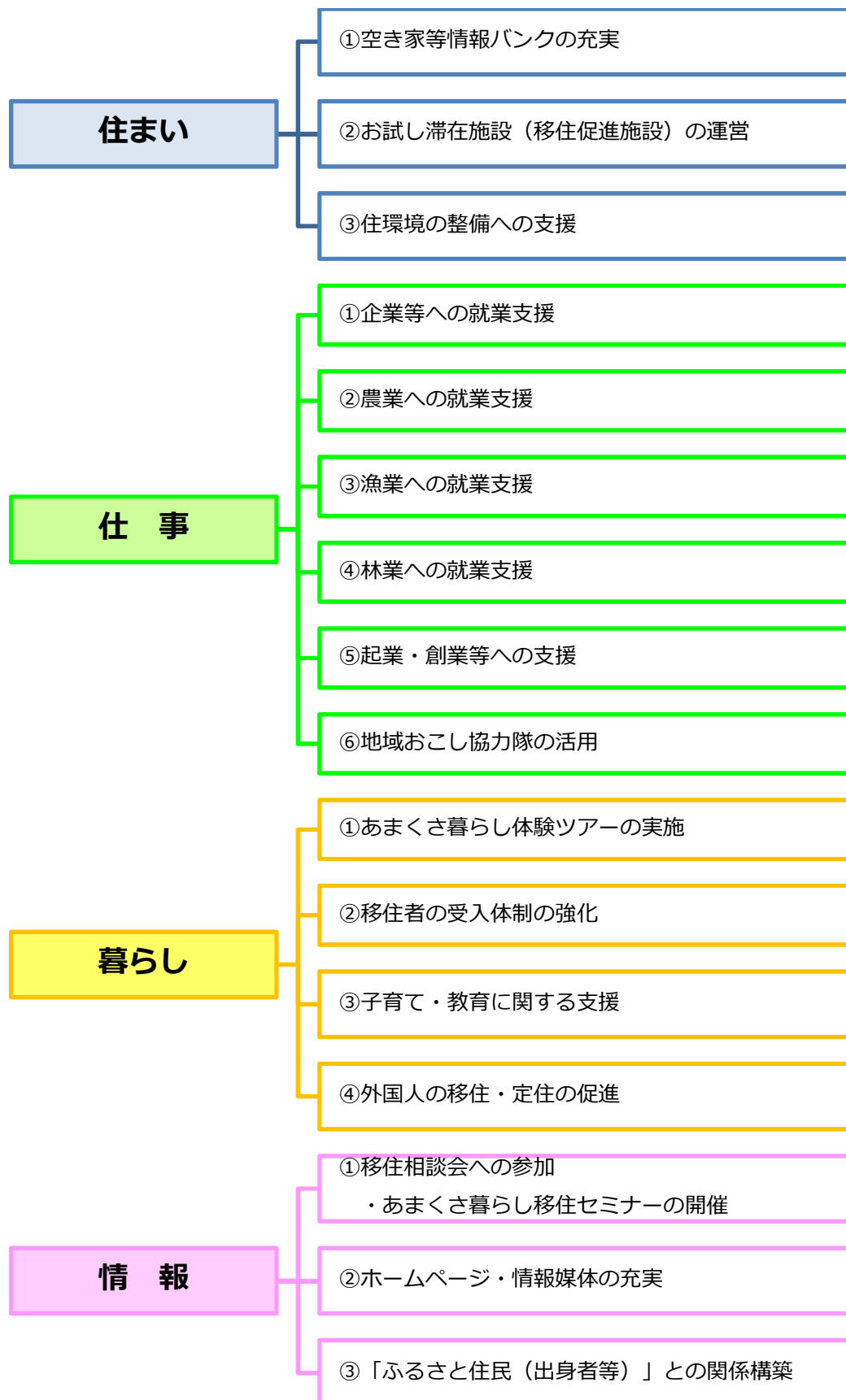
(5) 進捗管理

施策に対するチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため、庁内推進組織「天草市移住・定住促進プロジェクトチーム」において、計画の進捗管理体制を強化することに努めます。



4. 天草市の移住・定住促進施策の課題と施策

<施策体系図>



(1) 「住まい」に関する課題

①空き家等情報バンクに関する課題

本市では、空き家バンクに登録された空き家等の情報をホームページ「あまくさライフ」を通じて発信しており、現在も 80 件程度の空き家等を紹介しています。

しかしながら、年間 250 件の新規の移住相談を受ける本市では、移住希望者に対し、登録物件数が不足している状況です。

空き家バンクの登録物件数の増加が移住（希望）者の増加につながっている要因の一つであることから、登録物件数を増やす取組みが必要です。

②お試し滞在施設（移住促進施設）に関する課題

本市では、移住希望者に対し、一定期間の居住体験ができるお試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」、短期滞在型施設「かねやき倶楽部」を提供していますが、特に長期滞在型施設 5 棟の利用頻度が高く、予約待ちの状況が続いています。

また、2018 年（平 30）4 月に譲渡を受けたお試し滞在施設には、新設当初からテレビやインターネット環境が整備されていないため、利用者には不便をきたしている状況です。

③空き家活用事業補助金に関する課題

当補助金は、空き家バンクに利用希望登録をされた移住者が、空き家バンクに登録された空き家を購入する場合又は賃借した空き家を改修する場合を対象としていますが、空き家バンクに登録された空き地に新築する場合は対象としていません。

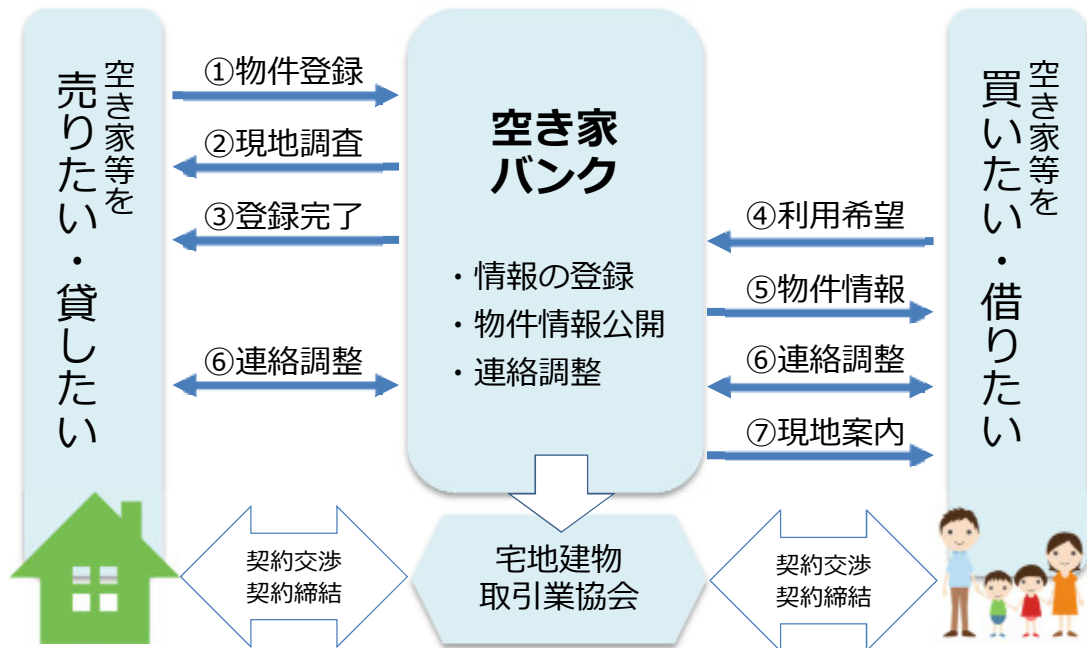
また、合併浄化槽の設置に関するニーズは高いものの、合併浄化槽設置補助金でも空き家を購入した場合は対象となりますが、賃借した空き家の場合は当補助金では対象外としており、設置する場合は移住者等の負担となっています。

(2) 「住まい」に関する施策

①空き家等情報バンクの充実

地域の資源として空き家等を有効活用するため、空き家バンクへの登録を進め、空き家等の情報は、ホームページ「あまくさライフ」を通じて、移住希望者に対して発信しています。

➤空き家バンク制度の仕組み



事業・施策	概要	担当課
空き家等情報バンク制度	市内に存在する空き家・空き室・空き地の情報を空き家バンクに登録し、天草島外からの移住希望者に対して、ホームページ「あまくさライフ」を通じて発信しています。	地域政策課

【新たな取組みの検討】

◆公共施設の空き物件の利活用<担当課：地域政策課>

旧教職員住宅等の公共施設の空き物件について、移住希望者が利活用できる仕組みを検討します。(開始時期：2019(平31)年度～予定)

②お試し滞在施設(移住促進施設)の運営

移住希望者に対し、一定期間の居住体験ができるお試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」、短期滞在型施設「かねやき倶楽部」を提供しています。

➤長期滞在型施設「ダーチャかねやき」（下浦町）

棟数	5棟（木造平屋建、33～36㎡）
利用料	30,000円/月・棟 ※浄化槽維持管理料+3,000円/月・棟
利用期間	1ヶ月～1年間（最長3年間）
備考	風呂、トイレ（水洗）、キッチン、冷蔵庫、エアコン



➤短期滞在型施設「かねやき倶楽部」（下浦町）

部屋数	3部屋（5人、3人、2人）
利用料	2,000円/日・人 ※寝具利用は+700円/人
利用期間	1日～2週間（最長1ヶ月）
備考	ミニキッチン、風呂、トイレは共用



事業・施策	概要	担当課
お試し滞在施設（移住促進施設）	下浦町金焼地区において、お試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」と短期滞在型施設「かねやき倶楽部」を運営しています。	地域政策課

【新たな取組みの検討】

◆お試し滞在施設のインターネット環境等の整備＜担当課：地域政策課＞

お試し滞在施設において、テレビ、インターネットを利用する場合、利用者は、テレビ、インターネットの毎月の利用料とは別に開設に係る工事費を負担しているため、テレビやインターネット環境の整備を行います。（開始時期：2019（平31）年度～予定）

③住環境の整備への支援

空き家バンクの登録物件は、水回り等の改修が必要な物件が多いため、空き家活用事業補助金を交付しています。

また、本市では、住環境の整備のため、住宅リフォーム助成事業などを実施しています。

事業・施策	概要	担当課
空き家活用事業補助金（空き家改修）	空き家バンクに利用希望登録をされた移住者が、空き家バンクに登録された空き家を購入又は賃借した空き家を改修する場合に、補助対象経費の2分の1以内で上限額100万円（御所浦地域の空き家の場合は、補助対象経費の3分	地域政策課

	の2以内で上限 200 万円) まで補助しています。ただし、家財道具の搬出・処分のみの場合は上限額 20 万円です。	
住宅リフォーム助成事業	自己又は自己と生計を一にする親族が所有し、かつ自己が居住する住宅等のリフォームに対し、対象工事費用の 2 割 (上限 20 万円) を市内で使用できる商品券として交付しています。	産業政策課
天草産材を利用した住宅助成事業	天草産材を使用した住宅の新築及び増改築に対し、天草産材使用料に 1.5 万円を乗じて得た額 (上限 30 万円) を助成しています。	農林整備課
合併浄化槽設置補助金	生活排水による川などの汚水防止のため、市内の下水道整備計画区域外のエリアを対象に、浄化槽を設置する人 (賃貸住宅は除く) に対し、人槽の区分に応じて 41.8 万円から 68.7 万円を補助しています。	下水道課
住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	対象システムを住宅に設置する場合に、太陽光発電システム 1 kW あたり 5 万円、上限 15 万円 (市内事業者は 20 万円)、蓄電システム 1 kWh あたり 2 万円、上限 10 万円 (市内事業者は 15 万円) を補助しています。	市民生活課

【新たな取組みの検討】

◆空き家活用事業補助金の要件緩和等 <担当課：地域政策課、下水道課>

当補助金は、空き家バンクに利用希望登録をされた移住者が、空き家バンクに登録された空き家を購入又は賃借した空き家を改修する場合のみを対象としていますが、空き家バンクは空き地の登録もあるため、新築の場合にも補助することを検討します。

また、空き家バンクを通して賃借した空き家に合併浄化槽を設置する場合について、補助対象とすることを検討します。

併せて、補助上限額について、利用実績等を踏まえて設定を行います。

(開始時期：2019 (平 31) 年度～予定)

(3) 「仕事」に関する課題

①就職の情報提供等に関する課題

就職に関する情報については、ハローワークが発行する求人情報等の資料を提供しているほか、天草市起業創業・中小企業支援センター「Ama-biZ (アマビズ)」との連携による情報提供を行っていますが、「仕事がない」や「給料が安い」といった声もあります。

また、本市の2015（平27）年の国勢調査の結果では、15～24歳が大幅な転出超過となっていますが、25～34歳は小幅な転入超過であり、若年層の移住を躊躇する要因としても同様に「仕事がない」や「給料が安い」といった声があります。

一方で、本市の企業等の人材不足は顕著であり、「移住（希望）者の中に仕事を探している人はいないか」などの相談を受けることもあり、ミスマッチが発生しています。

②農地の権利取得に関する課題

空き家等の所有者には空き家等とともに、農地も売却したい意向がありますが、農地の権利取得にあたっては、一定の要件を満たし、農業委員会の許可（農地法第3条）を受ける必要があります。

この許可要件のうち、下限面積要件については、現在、天草市は40a（4,000㎡）とされているため、新規就農を検討する移住希望者にとっては躊躇する要因の一つになっています。

(4) 「仕事」に関する施策

①企業等への就業支援

移住希望者の相談窓口である「天草市移住・定住サポートセンター」や都市部等で開催される移住相談会等において、ハローワークが発行する求人情報等を提供しています。

【新たな取組みの検討】

◆就職相談機能の強化＜担当課：地域政策課＞

熊本県が天草広域本部に設置しているジョブカフェ・天草ランチとの連携や天草市移住・定住サポートセンターとしての無料職業紹介事業の開始等を検討し、移住希望者の就職相談の体制を強化します。（開始時期：2019（平31）年度～予定）

◆奨学金返還支援制度の導入＜担当課：地域政策課、産業政策課＞

若年層の移住・定住を促進し、企業等の人材確保を旨とするため、若年層の移住希望者が本市に移住し、本市内の企業等に就職した場合などに奨学金返還の一部支援を検討します。

②農業への就業支援

本市では、国の制度では対象にならない 45 歳以上の新規就農者への支援や、農業体験等の制度を設けています。

事業・施策	概要	担当課
農業お試し研修事業（市独自制度）	就農を志向する農業未経験者が行う農業体験に対して、1 ヶ月当たり 12 万円を最長 3 ヶ月間支援しています。	農業振興課
農業次世代人材投資事業（準備型＝国制度）	農業技術の習得のため研修に専念する就農希望者を支援しています。対象者は独立・自営就農等を目指す人で就農予定時の年齢が 45 歳未満の人で、支援額は年間 150 万円（1 年以上 2 年以内）です（就農しなかった場合は返還の必要あり）。	農業振興課
農業次世代人材投資事業（経営開始型＝国制度）	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援しています。対象者は 45 歳未満の独立・自営農家を目指す人で、支援額は年間 150 万円（5 年以内）です。	農業振興課
新規就農研修事業（準備型＝市独自制度）	農業技術の習得のため研修に専念する就農希望者を支援しています。対象者は独立・自営就農等を目指す人で就農予定時の年齢が 45 歳以上 65 歳未満の人で、支援額は年間 150 万円（1 年以上 2 年以内）です（就農しなかった場合は返還の必要あり）。	農業振興課
新規就農給付金事業（経営開始型＝市独自制度）	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援しています。対象者は 45 歳以上 65 歳未満の独立・自営農家を目指す人で、支援額は年間 150 万円（3 年以内）です。	農業振興課
新規就農施設整備事業（市独自制度）	新規就農者の経営安定のため規模拡大を図るための施設整備を支援しています。施設整備費の 50%以内（国県事業採択の場合は 70%以内）で、上限は 500 万円です。	農業振興課
親元就農チャレンジ事業（市独自制度）	経営継承前及び経営継承した農業後継者の経営が軌道に乗るまでの間を支援しています（経営継承前 1 年及び経営継承後 3 年以内）。対象は 65 歳未満の農業後継者で独立・自営就農等を目指す人で、支援額は年間 120 万円です。	農業振興課
セカンドライフチャレンジ事業（市独自制度）	移住者や定年退職した農家等が施設導入をする場合に支援しています。JA 等が取り組む作物を推奨・指導し、施設整備費用事業費の 50%で、上限 150 万円を支援しています。	農業振興課

【新たな取組みの検討】

◆農地の権利取得に係る下限面積要件の緩和＜担当課：農業委員会＞

農地の権利取得にあたっては、一定の要件を満たし、農業委員会の許可（農地法第3条）を受ける必要があります。

この許可要件のうち、下限面積要件について、現在の40a（4,000㎡）から空き家等に付随する場合は1a（100㎡）に緩和し、空き家バンクを通じて「農地付き空き家」の情報提供を行い、新規就農を促進します。（開始時期：2019（平31）年度～予定）

【移住者実例／新規就農研修事業（準備型＝市独自制度）】

移住者 筒井洋充さん

概要 筒井さんは、本市への移住後、「新規就農研修事業（準備型＝市独自制度）」を活用し、柑橘農家で研修を受けた後、新たに農地を借りて独立。
農産物の加工販売や体験型農家民泊もされています。



③漁業への就業支援

本市では、国の制度では対象にならない45歳以上の漁業の新規就業者への支援や、漁業体験等の制度を設けています。

事業・施策	概要	担当課
次世代人材投資事業（準備型＝国制度）	漁業就業希望者に対し、最大2年間の長期研修を実施し、研修期間中は給付金として年間150万円を支援しています。	水産振興課
新規就業者総合支援事業（国制度）	漁業就業希望者に対し、最大3年間の長期研修を実施し、研修期間中は指導者と雇用契約を締結したうえで、雇用型94千円～141千円/月、独立型188千円～282千円/月を指導漁業者に対し指導謝金として支援しています。	水産振興課
漁業就業者定着促進研修事業（県制度）	就業5年未満の漁家子弟を含む新規就業者の定着を促進するための支援として技術習熟、及び経営安定のための新たな漁業技術習得に向けた1年以内のフォローアップ研修を実施しています。	水産振興課
新規就業者研修事業（市独自制度）	65歳未満の漁業就業希望者に対し、1年以内の長期研修を実施し、研修期間中は研修給付金月額6万円と指導謝金日額9,400円を支給しています。研修後、独立し3年以内に地先の漁協の正組合員となることが条件です。	水産振興課

体験漁業（県制度）	市内で漁業就業を希望する新規就業者を対象に漁業体験を実施しています。	水産振興課
漁業就業定着支援給付金（市独自制度）	就業5年未満の就業者に対し、給付金として年間150万円を支援しています。45歳未満は最長5年、45歳以上は最長3年が給付期間となります。	水産振興課
漁業就業定着支援施設整備補助金（市独自制度）	漁協が漁業就業5年未満の新規就業者とリース契約を締結し、漁船や水産機器等を購入する経費に対し、購入費用の1/2以内、上限250万円で支給しています。	水産振興課
新規漁業就業者定着支援事業（県制度）	県が実施する漁船リース事業補助金。天草市同様のリース契約を前提として漁協に補助金を実施しています。補助率1/4以内、上限100万円で支給しています。	水産振興課
漁業就業奨励金（親元就業＝市独自制度）	漁業就業5年未満で3親等以内の親族の元で就業する漁家子弟に対し、奨励金として年間60万円を支給しています。	水産振興課
漁業就業奨励金（独立・経営継承＝市独自制度）	漁業就業5年未満で3親等以内の親族の元で就業する45歳未満の漁家子弟に対し、2年以内の独立・経営継承を条件に奨励金として年間60万円を支給しています。	水産振興課

【移住者実例／新規就業者総合支援事業（国事業）】

移住者 三原一晃さん

概要 三原さんは、神奈川県のご出身で、国事業の「新規就業者総合支援事業」を活用し、キビナゴ漁の研修を受けています。



④ 林業への就業支援

本市では、国の制度では対象にならない43歳以上の林業の新規就業者への支援や、技術研修等の制度を設けています。



事業・施策	概要	担当課
林業体験研修事業（市独自制度）	65歳未満の林業未経験者または経験年数1年未満の人に市内事業所で体験研修を実施しています。研修期間中の給付金は月額6万円を支援しています。	農林整備課
林業定着支援給付金事業（市独自制度）	新たに林業経営を開始する人が雇用等から事業主に代わり後継者として林業経営を開始する場合に年間150万円を支援しています。	農林整備課
緑の青年就業準備給付金事業（国制度）	43歳未満の森林組合や林業会社等への就業を志す人を対象に林業に関する知識や技術研修を実施しています。研修期間中の給付金として月額12万5千円を支援しています。	農林整備課
緑の青年就業準備給付金事業（市独自制度）	上記の県の事業に該当しない者で、森林組合や林業会社等への就業を志す人を対象に、林業に関する知識や技術研修を実施しています。研修期間中の給付金として月額12万5千円を支援しています。	農林整備課

⑤起業・創業等への支援

本市では、天草の地域資源を活用し、アイデアを活かして起業する人に対し、起業に係る資金の補助を行っているほか、天草市起業創業・中小企業支援センター「Ama-biZ（アマビズ）」では、起業に関する相談や経営相談を無料で受けることができます。



▲Ama-biZ



▲Ama-biZ での相談の様子

事業・施策	概要	担当課
起業創業資金支援事業	起業・創業する者が施設整備や正規社員を雇用する場合等に要する経費の2/3以内、上限300万円を助成しています。	産業政策課
天草市起業創業・中小企業支援センター「Ama-biZ（アマビズ）」	中小企業者や個人事業主、これから起業しようと考えている人が、無料で売上アップや販路拡大等の相談ができる産業振興支援拠点です。	産業政策課

サテライトオフィス事業	商店街の空き店舗、空き物件を活用して都市部の企業を地方に呼び込み、サテライトオフィスとして事業展開する場合の等に要する経費（施設改修費・賃借料・視察旅費）の助成及び雇用奨励金の交付をしています。	産業政策課
-------------	---	-------

【移住者実例／起業創業資金支援事業】

移住者 加賀睦美さん

概要 加賀さんは、東京都のご出身で、「起業創業資金支援事業補助金」を活用し、2018（平 30）年 2 月に café TAN・TON（タントン）をオープン。アットホームな雰囲気、旬の果物や野菜を使ったランチやテイクアウトもできる本格タピオカドリンクが好評です。



⑥地域おこし協力隊の活用

本市では、2013（平 25）年から 2015（平 27）年にかけて、初めて地域おこし協力隊の配置を行い、2017（平 29）年度から複数人の配置を開始しました。

2018（平 30）年 12 月現在、産業政策関係の業務に 2 人、まちづくり支援関係の業務に 6 人、観光政策関係の業務に 1 人の隊員が配置されています。



また、隊員の定住を促進するためのサポート体制の充実を図っていくこととされています。

事業・施策	概要	担当課
地域おこし協力隊の活用	地区振興会やまちづくり協議会が実施する地域課題の解決や地域資源の活用などに係る支援活動や、天草産品のブランド化を推進する活動、天草陶磁器の普及と陶磁器産業の発展を推進する活動等を行うため、地域おこし協力隊を配置しています。	地域政策課

【新たな取組みの検討】

◆伝統産業後継者育成（確保）事業＜担当課：産業政策課＞

国・県の伝統的工芸品指定を受けた「天草陶磁器」の産地化及び技術承継のため、地域おこし協力隊制度なども活用した伝統産業後継者育成（確保）事業を検討します。

(5) 「暮らし」に関する課題

①定住に関する課題

移住後、定住されている世帯は85.8%（2018（平30）年3月31日現在）ですが、経済的に自立できないことや地域内での受入態勢が十分でないこと、田舎暮らしの理想と現実のギャップを埋められなかったことなどの様々な理由で本市に定住できずに離れる方もいます。

こうした問題は、移住前の情報収集や地域とのコミュニケーション、移住後のフォローが不足していることなどが原因として考えられます。

本市では、移住・定住コーディネーターを2人配置し、移住後のフォローを行っています。近年は移住者や移住希望者が増加し、空き家等の相談も増えていることから、十分な対応ができていない状況です。

移住後のフォローとして、移住・定住コーディネーターを含む担当課だけでなく、移住者が住む地域の中でもフォローできる仕組みづくりが必要です。

(6) 「暮らし」に関する施策

①あまくさ暮らし体験ツアーの実施

本市に短期間滞在し、民泊や先輩移住者との交流を通じて、本市への移住・定住に関する関心を深めていただき、田舎暮らしの理想と現実のギャップを埋め、移住・定住促進を図ることを目的に体験ツアーを実施しています。

事業・施策	概要	担当課
あまくさ暮らし体験ツアーの実施	天草暮らしを希望されている移住希望者を対象に体験ツアーを実施。地域の人や先輩移住者と交流する機会を提供しています。	地域政策課

②移住者の受入体制の強化

本市では、2017（平29）年4月に移住・定住サポートセンターを設置し、移住・定住コーディネーターが、移住希望者の相談等に対し、きめ細やかな対応や空き家等の現地案内などを行っています。

また、移住者同士の情報交換やネットワークの構築、近況報告などを目的とした移住者交流会の開催や、定住促進奨励金の交付を行っています。



▲移住・定住コーディネーター



▲移住者交流会の様子

事業・施策	概要	担当課
移住・定住サポートセンターの設置	I・J・Uターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市住民などの移住希望者を本市に受け入れる体制作りのため、地域政策課内に設置しています。	地域政策課
移住・定住コーディネーター事業	移住希望者からの相談等に対し、きめ細やかに対応しているほか、空き家等の現地案内などを行うため、移住・定住コーディネーターを2人設置(2018(平30)年3月現在)しています。 ※地方創生交付金を活用	地域政策課
移住者交流会の開催	毎年6月と11月の年2回、移住者同士の情報交換や近況報告などを目的に、移住者の交流会を開催しています。	地域政策課
定住促進奨励金制度	空き家バンク制度に利用希望登録をして転入し、3年以上定住する世帯で、世帯構成員が2人以上の場合に20万円、1人の場合に10万円を交付しています。	地域政策課

【新たな取組みの検討】

◆移住者のフォローアップの充実<担当課：地域政策課>

移住希望者の相談体制の充実や移住者のフォローアップ(訪問活動)、移住者の暮らしなどの情報発信等の充実を図るため、移住・定住コーディネーターの増員を検討します。
(開始時期：2019(平31)年度～予定)

◆地域移住サポーターの設置<担当課：地域政策課>

移住希望者や移住して間もない人の一番身近な相談相手として、移住者交流会などの先輩移住者で構成する団体と連携した地域でのサポート体制を構築します。(開始時期：2019(平31)年度～予定)

③子育て・教育に関する支援

本市では、妊娠・出産から乳・幼児期、小・中学校での教育まできめ細やかな子育て支援、学校教育が展開されています。

また、国際色豊かな子どもを育てるべく、幼児期からの英語教育を推進するなど、グローバル教育にも積極的に取り組んでいます。

事業・施策	概要	担当課
新生児検査費助成事業	新生児の聴覚、先天性代謝異常、ライソゾーム病に対する検査費用を助成することで、新生児検査の普及啓発を進め、新生児の障がい等の早期発見と早期支援を図り、乳幼児の健康保持増進を目的に実施しています。	健康増進課
早産予防事業	妊婦の歯科健康診査や膣分泌物細菌検査に要する費用を助成することで、妊婦の健康が保持増進され、乳児が健やかに生まれることを目的に実施しています。	健康増進課
妊娠・出産包括支援事業	母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進の支援、各種相談、保健指導などを行い、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行っています。 ・産後ケア事業、産婦健康診査事業、産前・産後サポート事業、妊娠・出産包括支援チケット事業	健康増進課
妊婦健康診査	子どもが健やかに生まれるために妊婦が妊娠の時期に応じた検診を定期的に受診できるように妊婦健康診査に係る費用（14回分）を助成しています。	健康増進課
乳幼児健康診査	保護者とともに子どもの成長発達を確認。3・4カ月、7・8カ月、1歳6か月、3歳、5歳の計5回乳幼児健診を実施しています。	健康増進課
不妊治療費助成事業	不妊に悩むご夫婦を対象に不妊治療費を助成しています。対象治療は、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）と人工授精で、夫婦のいずれかが1年以上、市民であり、全世帯員が市税の滞納がないこと等が要件です。	健康増進課
子ども医療費助成	中学校3年生まで（2019（平31）年4月から年齢が0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもが医療機関を受診した際に支払う一部負担金（高額療養費、家族療養費給付金を控除した額）を全額助成しています。	子育て支援課
多子世帯子育て支援事業	第1、2子が18歳未満で第3子以降の保育料は5歳児まで無料です。	子育て支援課
児童手当特例給付金	中学校終了までの児童を養育している人に支給しています。申請は、出生や転入から15日以内に必要です。支給月額は、3歳未満が1万5千円、3歳以上小学校修了前が1万円（第3子以降は1万5千円）、中学生が1万円です。	子育て支援課

	※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は特定給付として月額一律5千円を支給。	
病後児保育事業	回復期にある病気等により集団保育が困難で、保護者の都合により家庭での保育ができない場合に保育所の専用スペースにおいて一時的に保育を行っています。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月を迎えるまでの乳児がいる家庭に、保健師・看護師等が訪問し、子育てに必要な情報提供を行っています。	子育て支援課
子ども総合相談事業	子ども・子育てに関する悩み等の相談窓口として、相談を受け付け、助言や必要な支援を行っています。	子育て支援課
地域子育て支援センター	育児相談、育児講座、育児サークルなど保育所、児童館等で実施しています。保育所等へ通っていない親子の交流の場として利用されています。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター ※有料	小学生までの子どもを保育園・幼稚園などの送迎、預かり、放課後、児童クラブ後の預かり、病後児の預かりなどの利用ができる子育ての相互援助活動です。	子育て支援課
子育て短期支援事業 ※有料	保護者が病気や仕事等で一時的に家庭での子どもの養育ができない場合に、市が契約する児童福祉施設において宿泊を含めて一定期間子どもの養育を行うことができます。	子育て支援課
放課後児童クラブ（学童保育） ※有料	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や夏休み等に保育所や児童館等で預かり、見守りを行っています。	子育て支援課
妊産婦日常生活支援事業 ※有料	産前・産後に不安を抱える女性が家族等の支援を受けられない場合に、家事等を行う生活援助や保育等の支援を行っています。妊娠中及び出産後6ヶ月（多胎児であれば1年）以内の人で、心身の不調や冠婚葬祭等により家事・育児の出来ない状況で、ご家族や親類の助けが得られない場合に利用できます。	子育て支援課
学習指導補助教員の設置	小学校1～2学年で31人以上の学級がある学校、発達障害等特に配慮を要する学校、複式学級がある学校に児童・生徒一人ひとりに目が行き届いたきめ細やかな学習指導を行うため、教員免許を有する者を補助教員として配置しています。	学校教育課
適応指導教室の設置	適応指導教室「カワセミ学級」に教員免許を有する教員2人を配置し、不登校（気味）の生徒に対し、学習指導、教育相談等を行うことで、引きこもりの防止、学校復帰等を	学校教育課

	目指しています。	
国際化に対応できるグローバルな人材の育成	市立幼稚園の教育課程に英語教育を導入し、全小中学校の教育課程に「英会話科」を創設しています。さらに外国人留学生との交流を通じたグローバル人材の育成に取り組むなど先進的な教育を行っています。	学校教育課

④外国人の移住・定住の促進

本市では、市民と外国人との相互理解の意識が深まると共に、来訪外国人及び外国人居住者が安心して、訪問、滞在及び生活ができる環境を整えるための取り組みを推進しています。

住民基本台帳による外国人居住者は、2016（平 28）年で 215 人、2017（平 29）年で 241 人と増加傾向となっており、多文化共生の環境を整えながら、外国人の移住・定住について、外国人をサポートする市民団体と関係部署が連携して取り組みを進めます。

事業・施策	概要	担当課
国際化の推進 多文化共生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生を推進するために、外国人をサポートする市民団体との連携による日本語教室の開催。 ・支援体制の充実を図るための調査研究事業の実施。 	政策企画課

(7) 「情報」に関する課題

①都市圏での移住相談に関する課題

移住相談については、移住・定住サポートセンター窓口のほか、電話やメール等での対応をしています。

首都圏の移住相談については、移住相談会等へ参加や「あまくさ暮らし移住セミナー」を開催し、月 1 回程度は対面で相談できる機会を設けていますが、ふるさと回帰支援センター（東京都千代田区）を訪れる移住希望者は年々増加している中では、本市への移住相談の機会をさらに増やす取り組みが必要です。

②情報発信に関する課題

現在、ホームページ「あまくさライフ」や移住・定住パンフレットなどにより、情報発信を行っていますが、ともにプル型（受動型）の情報発信です。

移住者の暮らしなどに共感して、本市の魅力を拡散していくためには、SNS のようなプッシュ型（能動型）の情報発信を強化していく必要があります。

(8) 「情報」に関する施策

①移住相談会への参加・あまくさ暮らし移住セミナーの開催

本市では、東京や大阪などの都市圏で行われる移住相談会や移住・定住フェアに積極的に参加しています。

また、先輩移住者を招いた「あまくさ暮らし移住セミナー」を主催するなど、先輩移住者の生の声や市の担当者、移住・定住コーディネーターなどから直接話を聞く機会を設け、移住希望者の様々な相談に対応しています。



▲移住相談会の様子



▲あまくさ暮らしセミナーの様子

事業・施策	概要	担当課
移住相談会への参加	熊本県及びふるさと回帰支援センターが都市部等で開催する移住相談会や移住フェアへ参加し、本市の移住者に対する応援制度などを参加者に説明。	地域政策課
あまくさ暮らし移住セミナーの開催	先輩移住者を招いた本市主催の移住セミナーにも取り組み、天草の良さをPRするとともに、先輩移住者の生の声や市の担当者、移住・定住コーディネーターなどから直接話を聞く機会を設け、移住希望者の様々な相談に対応しています。	地域政策課
出張相談デスクの開設	首都圏での相談体制を充実させるため、ふるさと回帰支援センターの熊本県ブース内を借用し移住相談会等の前後に移住希望者を1組ずつ対応する出張相談デスクを開設しています。	地域政策課

②ホームページ・情報媒体の充実

ホームページ「あまくさライフ」や移住・定住パンフレットを制作しており、本市の移住・定住や空き家等に関する情報を集約し、発信しています。

また、2018(平30)年度から、天草総合ガイドブック(観光パンフレット)の中でも、本市の移住・定住促進施策する特集ページを設けています。



▲ホームページ「あまくさライフ」



▲移住・定住パンフレット



▲観光パンフレット（表紙（左）、特集ページ（右））

事業・施策	概要	担当課
ホームページ「あまくさライフ」の運営	空き家バンクに登録された空き家等の情報や生活情報等をホームページ「あまくさライフ」にて発信しています。 ※あまくさライフ（ http://inaka.amakusa-web.jp/ ）	地域政策課
移住・定住パンフレットの作成	移住希望者や都市部で開催する相談会への来場者に対し、本市の移住・定住促進施策をPRするため、移住・定住パンフレットを作成しています。	地域政策課
観光パンフレットとの連携	観光で本市を訪れる方に対し、本市の移住・定住促進施策をPRするため、観光パンフレットに特集ページを設けています。	観光振興課 地域政策課

【新たな取り組みの検討】

◆ SNSを活用した情報発信の充実＜担当課：地域政策課＞

空き家バンクや移住・定住促進施策の情報、移住者の暮らしなどの情報発信のため、移住・定住コーディネーターの増員を検討します。（開始時期：2019（平31）年度～予定）

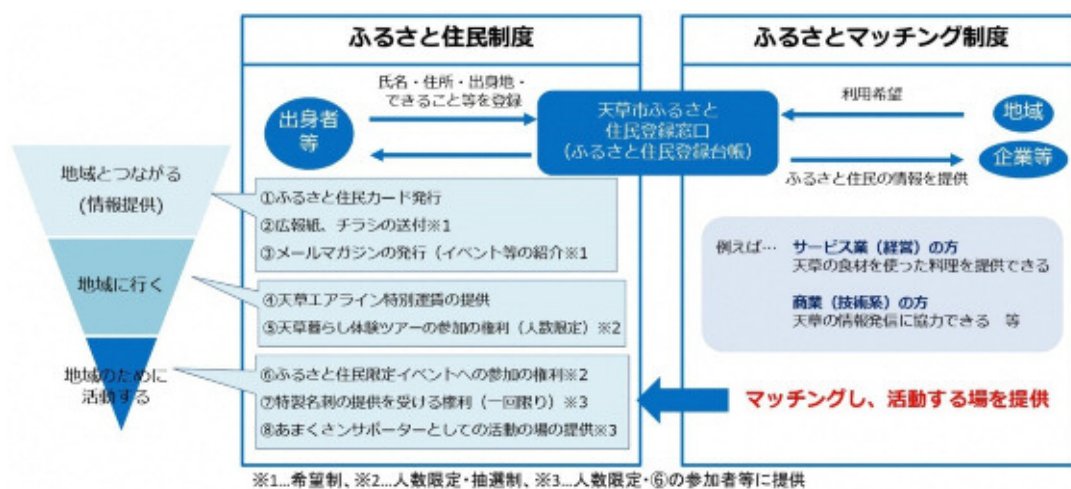
③「ふるさとと住民（出身者等）」との関係構築

本市では、出身者等とつながりを深められるよう、「天草市ふるさと住民登録制度」を2018（平 30）年9月から設置しています。

ご登録いただいた人には「ふるさと住民カード」を発行し、本市に関する様々な情報をお届けしています。

また、ふるさと住民の「天草市のためにできること」等の情報を基に、市内の団体等の利用希望に応じてマッチングを行っています。

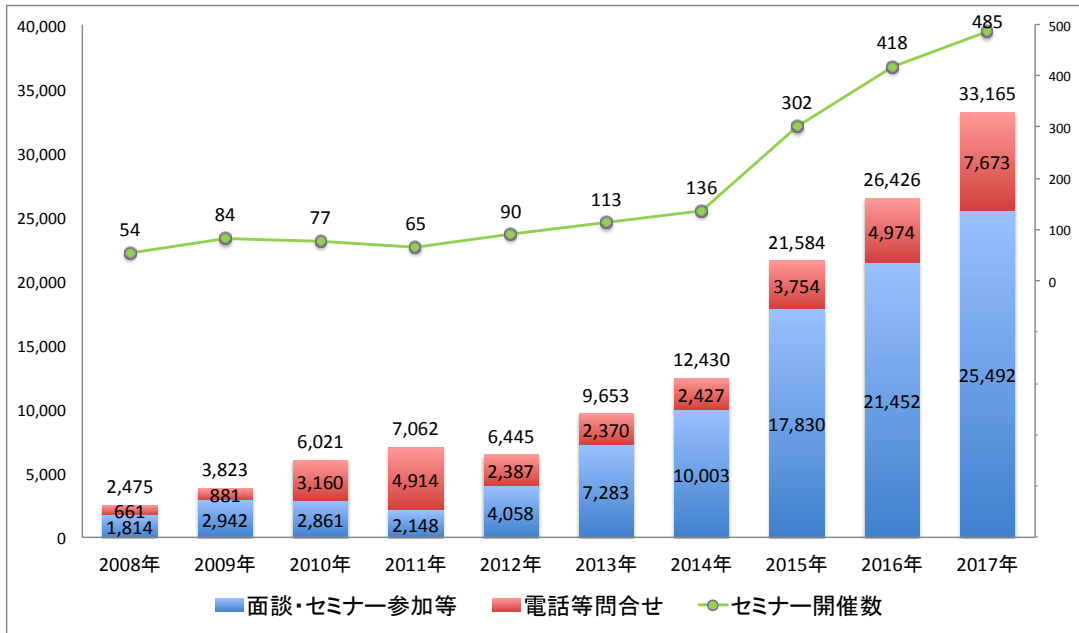
➤ふるさと住民制度・ふるさとマッチング制度の仕組み



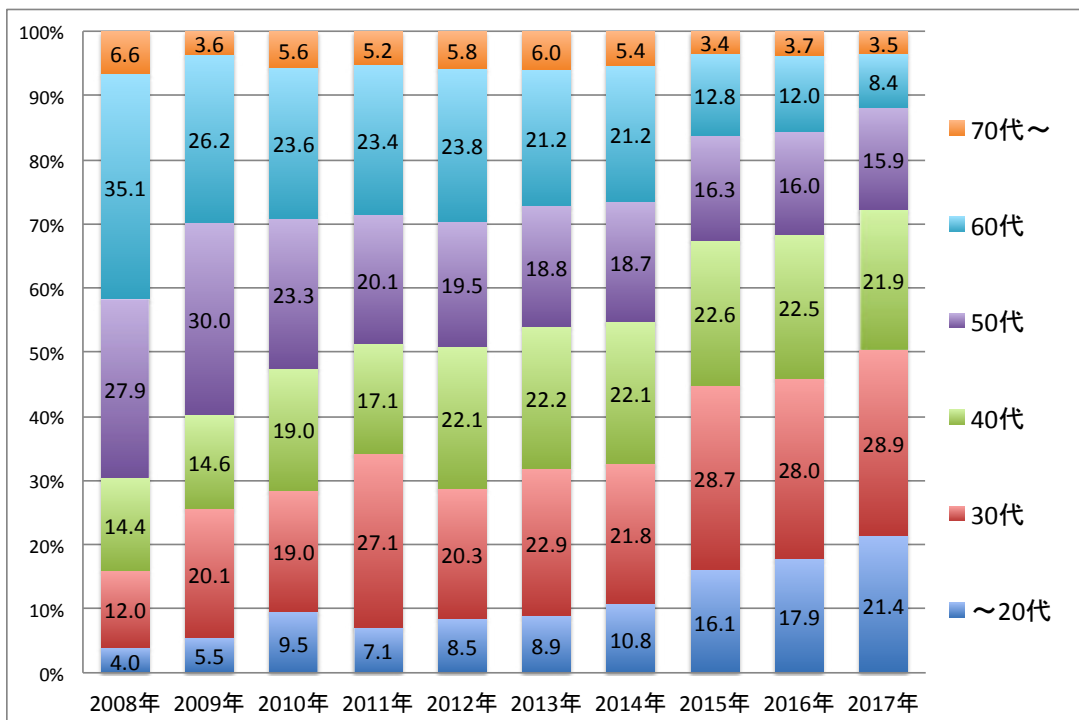
事業・施策	概要	担当課
ふるさと天草元気プロジェクト事業	出身者等の本市に対して愛着を持ち、積極的に関わりたいと考える人に、「ふるさと住民」として登録することで、まちづくり参加の機会やサービスを提供しています。	地域政策課

(1) 移住・定住等に関するデータ

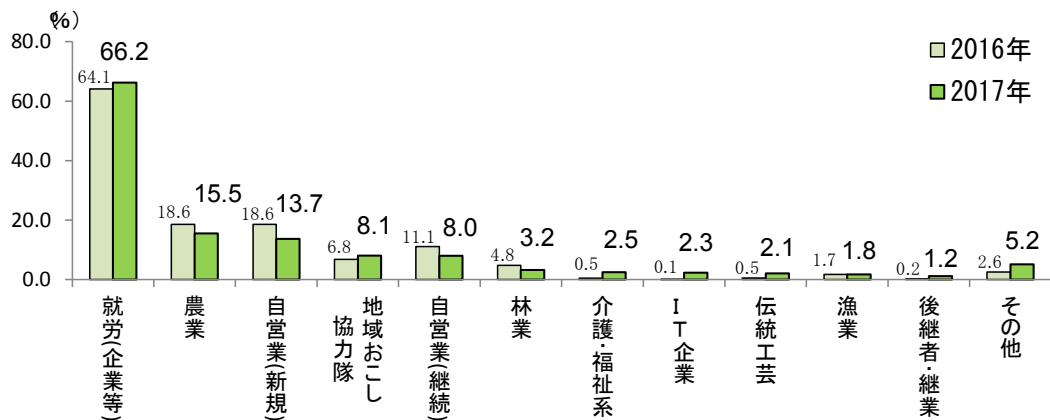
①ふるさと回帰支援センター来訪者・問合せ数の推移 (出典：ふるさと回帰支援センター)



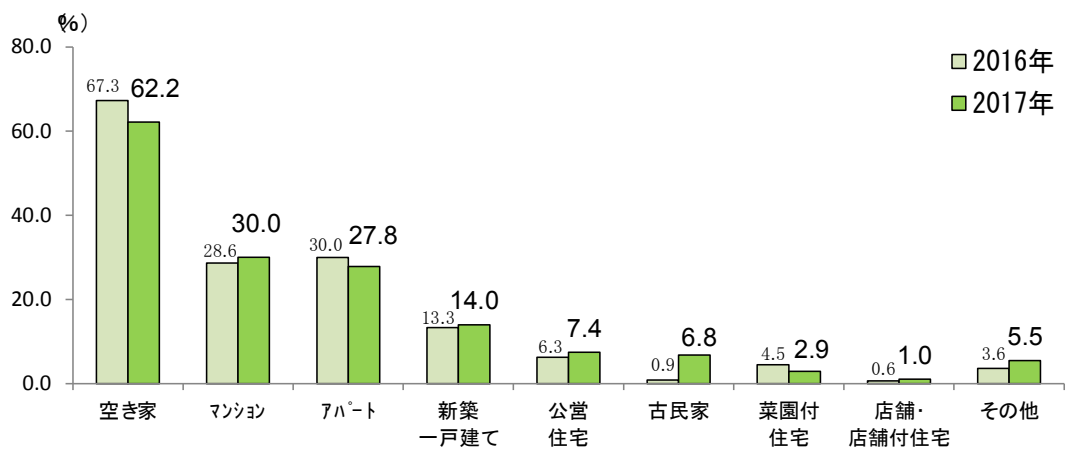
②ふるさと回帰支援センター利用者の年代の推移 (出典：ふるさと回帰支援センター)



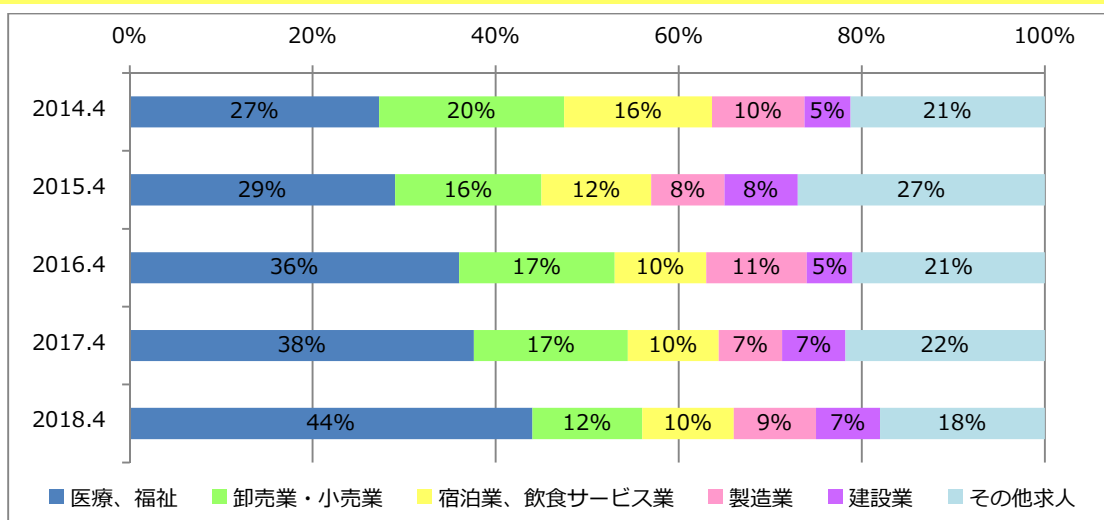
③ 移住希望者の希望する就労形態 (出典：ふるさと回帰支援センター)



④ 移住希望者の希望物件(建物)の種別 (出典：ふるさと回帰支援センター)



⑤ 天草管内の産業別新規求人の業種別割合 (出典：ハローワーク天草)



(2) 新たな取組みの検討一覧 (P.11~29 より抜粋)

		2019 (平 31)	2020	2021	2022	担当課
住 ま い	(2)①空き家等情報バンクの充実 公共施設の空き物件の利活用	→ 実施				地域政策課
	(2)②お試し滞在施設（移住促進施設）の運営 お試し滞在施設のインターネット環 境等の整備	→ 実施				地域政策課
	(2)③住環境の整備への支援 空き家活用事業補助金の要件緩和等	→ 実施				地域政策課 下水道課
仕 事	(4)①企業等への就業支援 就職相談機能の強化	→ 実施				地域政策課
	(4)①企業等への就業支援 奨学金返還支援制度の導入	検討				地域政策課 産業政策課
	(4)②農業への就業支援 農地の権利取得に係る下限面積要件 の緩和	→ 実施				農業委員会
	(4)⑥地域おこし協力隊の活用 伝統産業後継者育成（確保）事業	検討				産業政策課
暮 ら し	(6)②移住者の受入体制の強化 移住者のフォローアップの充実	→ 実施				地域政策課
	(6)②移住者の受入体制の強化 地域移住サポーターの設置	→ 実施				地域政策課
情 報	(8)②ホームページ・情報媒体の充実 SNSを利用した情報発信の充実	→ 実施				地域政策課

(3) 天草市の移住・定住促進施策の経過

時期	内容
2008（平 20）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業振興課内に都市農村交流係を設置（移住相談をスタート） ➢ 空き家バンク制度を創設（移住希望者のみ） ➢ お試し滞在施設の整備（国の交付金制度を活用） ➢ 定住促進奨励金制度を創設
2010（平 22）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空き家活用事業補助金制度を創設
2013（平 25）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域政策課移住定住係が発足 ➢ 空き家バンク制度を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の空き家も対象に拡大 等
2015（平 27）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域政策課定住促進係に改組 ➢ 移住・定住コーディネーターを配置 ➢ ホームページ「あまくさライフ」リニューアル ➢ 移住・定住促進パンフレット「天草暮らしのおと」作成
2016（平 28）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 震災の影響で本庁舎から天草宝島国際交流会館ポルトへ移転 ➢ 移住・定住コーディネーターを2人体制へ ➢ 移住・定住促進PR映像制作（企画・取材・編集はすべて移住者）
2017（平 29）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 移住・定住サポートセンターを開設 ➢ 定住促進奨励金制度の要件を大幅に改正 <ul style="list-style-type: none"> ・Uターン世帯及び都市計画区域内への転入者も対象に拡大 ・65歳未満の制限を撤廃 等 ➢ 移住・定住促進施策による移住者が初めて100人を突破
2018（平 30）年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空き家バンク制度を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の登録期間を2年間に設定 ・利用希望登録後に移住した場合、移住後180日間は空き家バンクを利用可能 等 ➢ 定住促進奨励金制度の要件を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・Uターンの単身世帯も対象に拡大 等 ➢ 移住・定住促進プロジェクトチーム（庁内）を設置 ➢ 移住・定住促進計画を策定

天草市移住・定住促進計画

2019（平 31）年 3 月発行

天草市地域振興部地域政策課定住促進係

〒863-0023 熊本県天草市中央新町 15-7 天草宝島国際交流会館ポルト 2 階

TEL : 0969-27-6000（直通）

FAX : 0969-23-1999

H P : <http://inaka.amakusa-web.jp/>